

会議名 第3回水資源保全審議会 (簡易版)

開催日 平成23年 8月23日	会議時間	開会 AM・PM 14:00 閉会 AM・PM 16:00
会議場所 JA ようていニセコ支所2階会議室	記録者 環境エネルギー係 樋口	
出席者 柿澤宏昭会長、松井佳彦副会長、福間博史委員、水上武史委員、大場恒雄委員 吉村課長、花輪係長、鈴木係長、茶谷課長、樋口係長、竹内主任（一時退席）		
欠席者		

会議日程

(1) 水道水源保護地域について

会議内容

事務局より整理を行った保護地域設定の考え方の資料に基づき審議を行った。

○水量確保の観点から涵養域の見直しを行い、曾我第2地区、ニセコ地区の涵養域を拡大する。
・水量確保の観点から、計画給水量と年間降水量から必要面積を計算し、蒸発散率 50%、地下への浸透率 50%と仮定し、水道水源として最低限必要な面積を試算し、試算値以上の涵養域面積を設定した。

・保護地域は、涵養域を含む土地を地番で指定し、涵養域が土地のごく一部分の場合や下流域等影響の無い場合など土地状況も含めて一部指定とした。

・考え方「地下水・湧水」の説明中「上流部1km程度までの～」は、水量確保の観点から「水量に応じて上流部1～2km程度の」とする。

・考え方の根拠「涵養域にある道有林は、保安林指定されて～」の一文は、保安林・自然公園法の規制を理由にすると民有林も含まれるとも解釈できるため、前段で書いているとおり事前協議が可能のため、などの文言にするべき。

○涵養域設定の考え方の内容確認を行い、今回の修正で審議会の答申とする旨決定した。

・曾我2、ニセコ共に上流部は道有林であり、水質の基準を満たしているので拡大は必要ないのでは。

・必要と思われる面積は上流部にも伸ばさないと広くなりすぎる。

→上流部1kmとせずに1～2kmとすればよい。

・スキー場は持ち主が変わる可能性があり、理解の無い所有者になる可能性もある。涵養域は最低限の面積を確保する必要があるのでは。

地下水保全条例に基づく許可申請予定案件（東山地区）について、今後審査にあたって必要になる項目などの意見交換を行った。